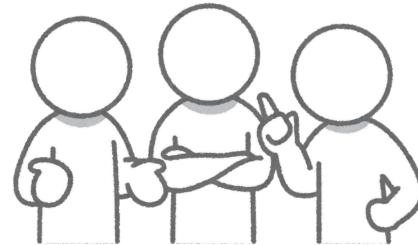


古賀市文化芸術審議会の 市民委員を募集します！



古賀市文化芸術審議会とは？

審議会では、市の文化芸術に関する諸事項の調査審議し、市文化芸術振興計画の進捗管理・見直しをしています。また、市長の求めに応じて、参考となるべき意見を述べる権限を持つ行政機関です。

委員は、学識経験者、文化芸術に関わる各分野の団体の方、公募による一般市民で構成されています。

募集要件等

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 任 期 | 2年間（令和8年4月1日～令和10年3月31日） |
| 2 | 募集対象 | 次のすべての内容を満たせる人
①市内に住所を有している
②文化芸術または歴史に興味関心・知識がある
③満年齢20歳以上
④日中の会議に出席できる |
| 3 | 募集人数 | 2人程度 |
| 4 | 報 酬 | 日額7,500円/回 ※所得税等の源泉徴収分を差し引いた額を支給します。 |
| 5 | 開催回数 | 年6回程度 |
| 6 | 応募方法 | 申請書（市ホームページ、歴史資料館、文化課にあります）に必要事項を明記し、「今回応募された動機」を800字以内でまとめた作文（様式自由）を郵送、窓口またはEメールにて文化課までご提出ください。 |

募集期間 令和8年2月1日～令和8年2月22日

古賀市ホームページは
こちらから→

古賀市役所



<https://www.city.koga.fukuoka.jp/>



古賀市教育部文化課

〒811-3103 古賀市中央二丁目13-1 リーパスプラザC棟内
電話 092-940-2683（月曜日休館／10:00～18:00）